

# 障害者虐待の実態と 事業者の虐待防止と対応

— 令和7年度 集団指導 —

2026年

那覇市障がい者虐待防止センター  
(障がい福祉課相談グループ)

# 目次

1. 障害者虐待防止法と那覇市の通報窓口
2. 養護者による虐待について
3. 障害者福祉施設従事者等による虐待について
4. 障害者虐待の未然防止と再発防止のための体制整備
5. 事例紹介

# 1. 障害者虐待防止法と那覇市の通報窓口

**何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。**

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第3条

**「障害者に対する虐待の禁止」**

# 障がい者の権利利益の擁護

障害者虐待の  
防止

養護者への  
支援

# 障がい者の権利利益の擁護

障害者虐待の  
防止

養護者への  
支援

# 障がい者の権利利益の擁護

障害者虐待の  
防止

養護者への  
支援

養護者  
による  
障害者虐待

障害者福祉施設  
従事者等  
による  
障害者虐待

使用者  
による  
障害者虐待

※就労継続支援A型の従事者による虐待は、障害者福祉施設従事者等と使用者の両方に該当

養護者  
による  
障害者虐待

障害者福祉施設  
従事者等  
による  
障害者虐待

使用者  
による  
障害者虐待

※就労継続支援A型の従事者による虐待は、障害者福祉施設従事者等と使用者の両方に該当

養護者  
による  
障害者虐待

障害者福祉施設  
従事者等  
による  
障害者虐待

使用者  
による  
障害者虐待

※就労継続支援A型の従事者による虐待は、障害者福祉施設従事者等と使用者の両方に該当

養護者  
による  
障害者虐待

障害者福祉施設  
従事者等  
による  
障害者虐待

使用者  
による  
障害者虐待

※就労継続支援A型の従事者による虐待は、障害者福祉施設従事者等と使用者の両方に該当

養護者  
による  
障害者虐待

障害者福祉施設  
従事者等  
による  
障害者虐待

使用者  
による  
障害者虐待

※就労継続支援A型の従事者による虐待は、障害者福祉施設従事者等と使用者の両方に該当

養護者  
による  
障害者虐待

障害者福祉施設  
従事者等  
による  
障害者虐待

使用者  
による  
障害者虐待

障害者虐待防止法のみ  
働く障がい者も守る視点

※就労継続支援A型の従事者による虐待は、障害者福祉施設従事者等と使用者の両方に該当

# 1. 障害者虐待防止法と那覇市の通報窓口

	養護者	障害者福祉施設従事者等		使用者	精神科病院 における 業務従事者	
		入所	通所 (訪問系サービス を含む)			
障害者	障害者虐待防止法	障害者虐待防止法	障害者虐待防止法	障害者虐待防止法	精神保健福祉法	
障がい福祉課						
高齢者 (65歳以上)	高齢者虐待防止法 チャージンじゅう課 地域包括支援センター	障害者虐待防止法	障害者虐待防止法	=	沖縄県 地域保健課	
障がい福祉課						
児童 (18歳未満)	児童虐待防止法 こどもえがお相談課	児童福祉法等 児童相談所	障害者虐待防止法 障がい福祉課	=		

# 1. 障害者虐待防止法と那覇市の通報窓口

	養護者	障害者福祉施設従事者等		使用者	精神科病院 における 業務従事者
		入所	通所 (訪問系サービス を含む)		
障害者	障害者虐待防止法	障害者虐待防止法	障害者虐待防止法	障害者虐待防止法	精神保健福祉法
	障がい福祉課				沖縄県 地域保健課
高齢者 (65歳以上)	高齢者虐待防止法 チャージンじゅう課 地域包括支援センター	障害者虐待防止法	障害者虐待防止法	=	
	障がい福祉課				
児童 (18歳未満)	児童虐待防止法 こどもえがお相談課	児童福祉法等 児童相談所	障害者虐待防止法 障がい福祉課	=	

# 1. 障害者虐待防止法と那覇市の通報窓口

	養護者	障害者福祉施設従事者等		使用者	精神科病院 における 業務従事者
		入所	通所 (訪問系サービス を含む)		
障害者	障害者虐待防止法	障害者虐待防止法	障害者虐待防止法	障害者虐待防止法	精神保健福祉法
高齢者 (65歳以上)	高齢者虐待防止法 チャージんじゅう課 地域包括支援センター	障害者虐待防止法	障害者虐待防止法	障害者虐待防止法	精神保健福祉法
児童 (18歳未満)	児童虐待防止法 こどもえがお相談課	児童福祉法等 児童相談所	障害者虐待防止法 障がい福祉課	=	精神保健福祉法

障がい福祉課

障がい福祉課

障がい福祉課

介護保険施設の場合  
高齢者虐待防止法

沖縄県  
地域保健課

# 1. 障害者虐待防止法と那覇市の通報窓口

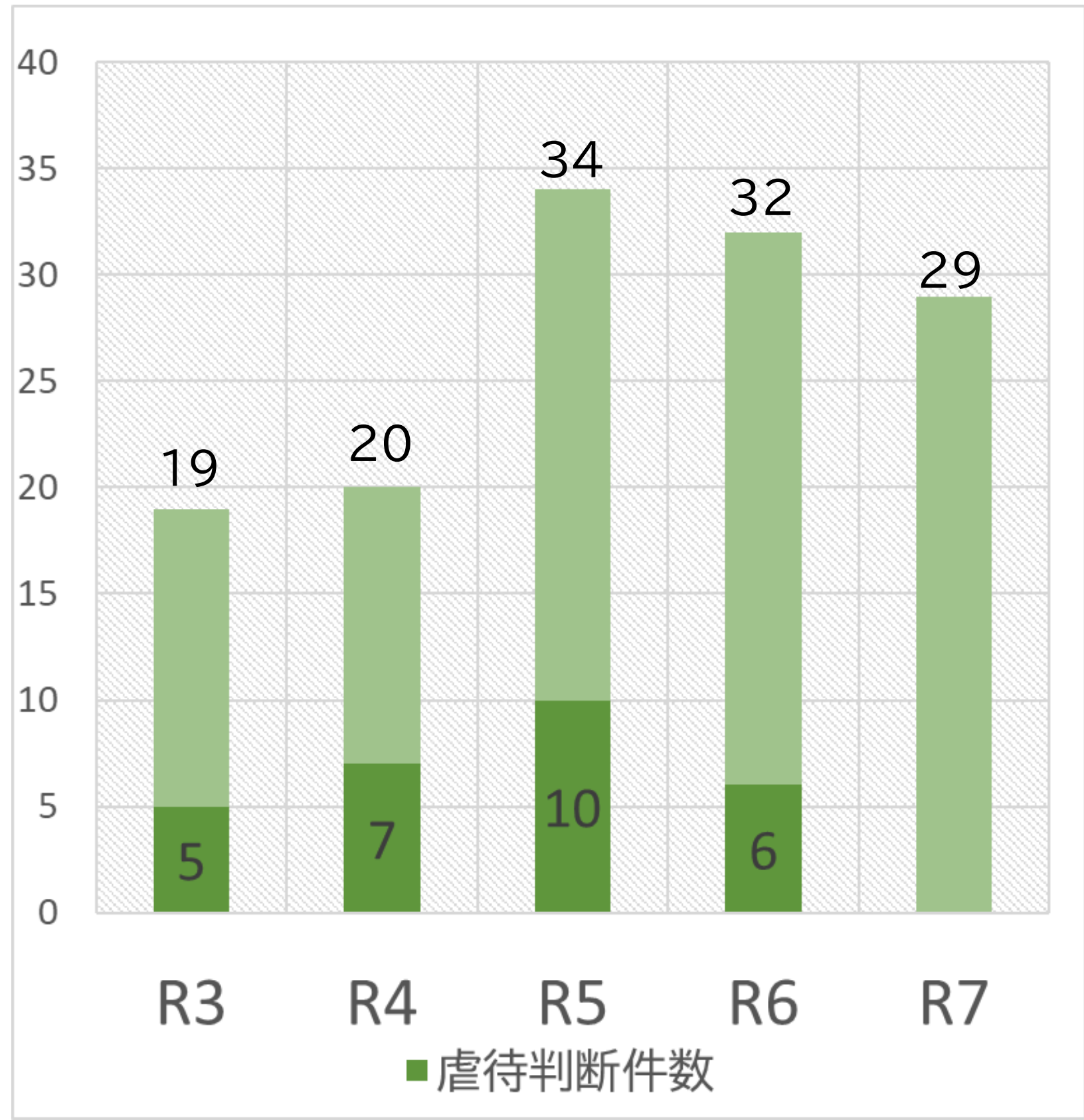
	養護者	障害者福祉施設従事者等		使用者	精神科病院 における 業務従事者	
		入所	通所 (訪問系サービス を含む)			
障害者	障害者虐待防止法	障害者虐待防止法	障害者虐待防止法	障害者虐待防止法	精神保健福祉法	
障がい福祉課						
高齢者 (65歳以上)	高齢者虐待防止法 チャージンじゅう課 地域包括支援センター	障害者虐待防止法	障害者虐待防止法	=	沖縄県 地域保健課	
障がい福祉課						
児童 (18歳未満)	児童虐待防止法 こどもえがお相談課	児童福祉法等 児童相談所	障害者虐待防止法 障がい福祉課	=		

# 1. 障害者虐待防止法と那覇市の通報窓口

	養護者	障害者福祉施設従事者等		使用者	精神科病院 における 業務従事者
		入所	通所 (訪問系サービス を含む)		
障害者	障害者虐待防止法	障害者虐待防止法	障害者虐待防止法	障害者虐待防止法	精神保健福祉法
障がい福祉課					沖縄県 地域保健課
高齢者 (65歳以上)	高齢者虐待防止法 チャージんじゅう課 地域包括支援センター	障害者虐待防止法	障害者虐待防止法	=	
児童 (18歳未満)	児童虐待防止法 こどもえがお相談課	児童福祉法等 児童相談所	障害者虐待防止法 障がい福祉課	=	

## 2. 養護者による虐待について

昨年度1年間で32件の相談・通報等があり、うち6件を障害者虐待と判断。



相談・通報等件数と虐待判断件数

	R3	R4	R5	R6	R7
相談通報等件数	19	20	34	32	29
虐待判断件数	5 (26.3%)	7 (35.0%)	10 (29.4%)	6 (18.8%)	集計中

※R7は、令和8年2月10日現在

32件の相談・通報等のうち、本人からの届出はわずか3件。  
 近隣住人・知人や民生委員など、地域からの通報相談は0件。

相談・通報・届出者(複数回答)

本人	3人(9.0%)	相談支援専門員	6人(18.2%)
家族・親族	1人(3.0%)	施設・事業所の職員	3人(9.0%)
近隣住人・知人	0人	警察	16人(48.5%)
医療機関 関係者	2人(6.0%)	介護保険法に基づく 事業等従事者	2人(6.0%)
民生委員	0人	その他	0件

32件の相談・通報等のうち、本人からの届出はわずか3件。  
 近隣住人・知人や民生委員など、地域からの通報相談は0件。

相談・通報・届出者(複数回答)

本人	3人(9.0%)	相談支援専門員	6人(18.2%)
家族・親族	1人(3.0%)	施設・事業所の職員	3人(9.0%)
近隣住人・知人	0人	警察	16人(48.5%)
医療機関 関係者	2人(6.0%)	介護保険法に基づく 事業等従事者	2人(6.0%)
民生委員	0人	その他	0件

32件の相談・通報等のうち、本人からの届出はわずか3件。  
 近隣住人・知人や民生委員など、地域からの通報相談は0件。

相談・通報・届出者(複数回答)

本人	3人(9.0%)	相談支援専門員	6人(18.2%)
家族・親族	1人(3.0%)	施設・事業所の職員	3人(9.0%)
近隣住人・知人	0人	警察	16人(48.5%)
医療機関 関係者	2人(6.0%)	介護保険法に基づく 事業等従事者	2人(6.0%)
民生委員	0人	その他	0件

身体的虐待が最も多く、次いで心理的虐待、全国的にも、全県的にも同じ傾向。

虐待行為の種類(複数回答)

身体的虐待	3件(50.0%)
性的虐待	0件
心理的虐待	2件(33.3%)
放棄・放置	0件
経済的虐待	1件(16.7%)

虐待と判断された事案の半数は精神障がい（重複含む）のある方。

被虐待者(6人)の詳細

【障害種別(複数回答)】

身体障がい	1人 (16.7%)
知的障がい	1人 (16.7%)
精神障がい	4人 (66.7%)
発達障がい	0人
難病	2人 (33.3%)

【年齢別】

～19歳	0人	50～59歳	2人 (33.3%)
20～29歳	0人	60～64歳	2人 (33.3%)
30～39歳	0人	65歳～	1人 (16.7%)
40～49歳	1人 (16.7%)		

【支援区分別】

区分1	0人	区分5	0人
区分2	1人 (16.7%)	区分6	1人 (16.7%)
区分3	2人 (33.3%)	区分なし	2人 (33.3%)
区分4	0人	不明	0人

虐待と判断された事案の半数は精神障がい（重複含む）のある方。

被虐待者(6人)の詳細

【障害種別(複数回答)】

身体障がい	1人 (16.7%)
知的障がい	1人 (16.7%)
精神障がい	4人 (66.7%)
発達障がい	0人
難病	2人 (33.3%)

【年齢別】

～19歳	0人	50～59歳	2人 (33.3%)
20～29歳	0人	60～64歳	2人 (33.3%)
30～39歳	0人	65歳～	1人 (16.7%)
40～49歳	1人 (16.7%)		

【支援区分別】

区分1	0人	区分5	0人
区分2	1人 (16.7%)	区分6	1人 (16.7%)
区分3	2人 (33.3%)	区分なし	2人 (33.3%)
区分4	0人	不明	0人

# 虐待と判断された6件のうち3件は養護者と分離。

## 被虐待者と虐待者の続柄

両親	0人
配偶者	4人(66.6%)
子	0人
兄弟姉妹	2人(33.3%)

※令和6年度は両親は0人だが、令和4年度、令和5年度は両親が最も多く、ついで兄弟姉妹であった。

# 虐待と判断された6件のうち3件は養護者と分離。

## 被虐待者と虐待者の続柄

両親	0人
配偶者	4人(66.6%)
子	0人
兄弟姉妹	2人(33.3%)

※令和6年度は両親は0人だが、令和4年度、令和5年度は両親が最も多く、ついで兄弟姉妹であった。

# 虐待と判断された6件のうち3件は養護者と分離。

## 被虐待者と虐待者の続柄

両親	0人
配偶者	4人(66.6%)
子	0人
兄弟姉妹	2人(33.3%)

※令和6年度は両親は0人だが、令和4年度、令和5年度は両親が最も多く、ついで兄弟姉妹であった。

# 虐待が再発した2件が、一時保護したケース。

## 虐待の発生要因や状況(複数回答)

虐待者が虐待と認識していない	2件 (33.3%)	虐待者の介護疲れ	1件 (16.7%)
虐待者が過去に虐待を行ったことがある	2件 (33.3%)	虐待者の介護等に関する強い不安や 悩み・介護ストレス	1件 (16.7%)
虐待者の飲酒やギャンブル等への 依存の影響	2件 (33.3%)	虐待者の障害、精神疾患や 強い抑うつ状態	1件 (16.7%)
家庭における被虐待者と虐待者の 人間関係	2件 (33.3%)	その他	1件 (16.7%)

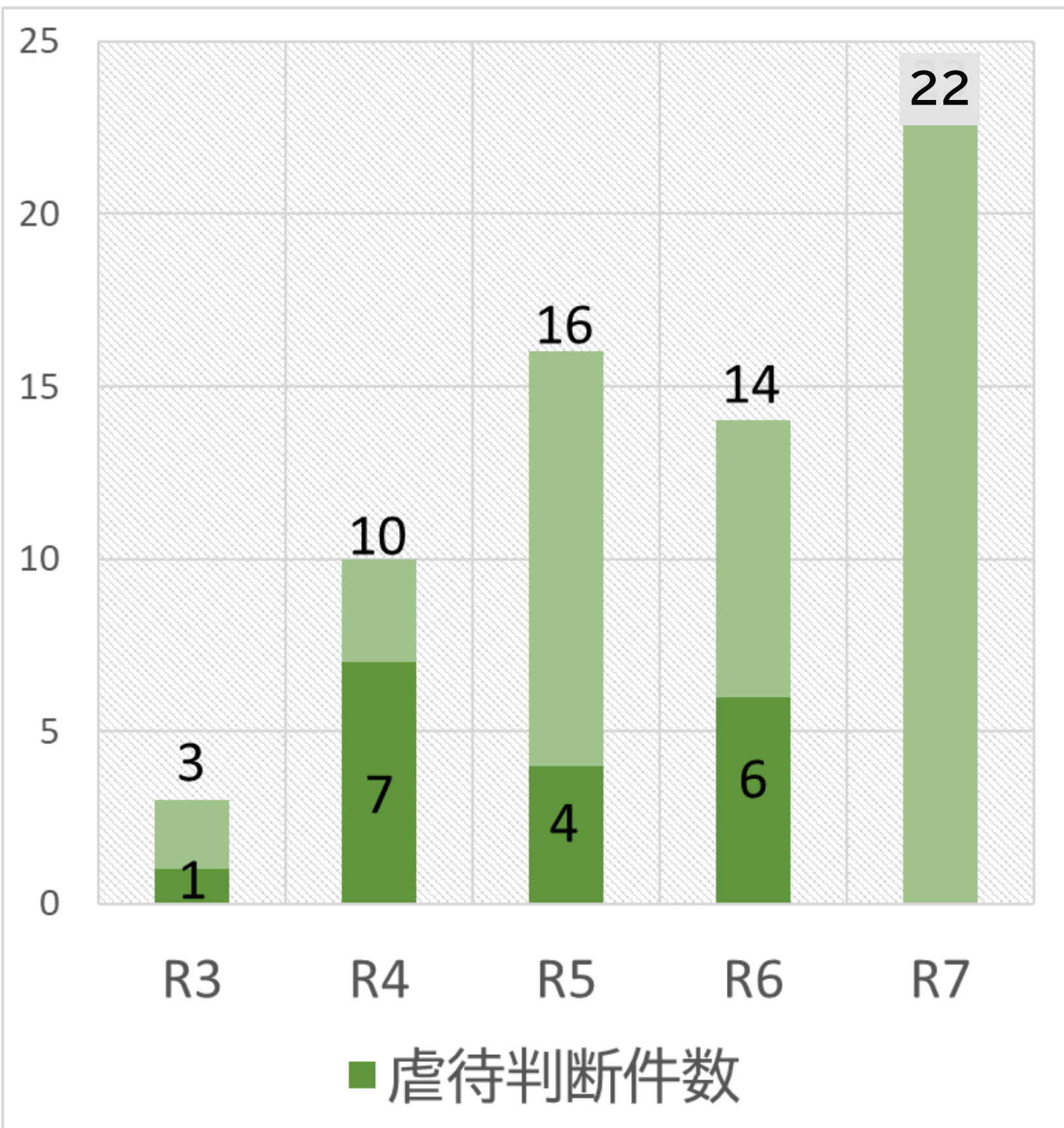
# 虐待が再発した2件が、一時保護したケース。

## 虐待の発生要因や状況(複数回答)

虐待者が虐待と認識していない	2件 (33.3%)	虐待者の介護疲れ	1件 (16.7%)
虐待者が過去に虐待を行ったことがある	2件 (33.3%)	虐待者の介護等に関する強い不安や 悩み・介護ストレス	1件 (16.7%)
虐待者の飲酒やギャンブル等への 依存の影響	2件 (33.3%)	虐待者の障害、精神疾患や 強い抑うつ状態	1件 (16.7%)
家庭における被虐待者と虐待者の 人間関係	2件 (33.3%)	その他	1件 (16.7%)

# 3.障害者福祉施設従事者等による虐待について

令和6年度は、14件の相談・通報等があり、うち6件を障害者虐待と判断。



相談・通報等件数と虐待判断件数

	R3	R4	R5	R6	R7
相談通報等件数	3	10	16	14	22
虐待判断件数	1 (33.3%)	7 (70.0%)	4 (25.0%)	6 (42.9%)	集計中

※R7は、令和8年2月10日現在

14件の通報等のうち、施設・事業所の職員からの報告が最も多く、通報義務の遵守がうかがえる。

相談・通報・届出者(複数回答)

本人	2人 (12.5%)	相談支援専門員	1人 (6.3%)
家族・親族	3人 (18.8%)	施設・事業所の職員	5人 (31.3%)
近隣住人 知人	1人 (6.3%)	警察	0人
民生委員	0人	市町村職員	3人 (18.8%)
医療機関 関係者	0人	その他	1人 (6.3%)

虐待と判断した6件のうち、身体的虐待が最も多く、例年通りの結果。

令和6年度は、本市で初めて性的虐待と判断した事例あり。

虐待行為の類型別(複数回答)

身体的虐待	3件 (50.0%)
性的虐待	2件 (33.3%)
心理的虐待	1件 (16.7%)
放棄・放置	0件
経済的虐待	1件 (16.7%)

虐待と判断した6件のうち、身体的虐待が最も多く、例年通りの結果。

令和6年度は、本市で初めて性的虐待と判断した事例あり。

虐待行為の類型別(複数回答)

身体的虐待	3件 (50.0%)
性的虐待	2件 (33.3%)
心理的虐待	1件 (16.7%)
放棄・放置	0件
経済的虐待	1件 (16.7%)

# 全国的には区分6が最も多く、 行動障害ありが全体の約4割。

## 被虐待者(6人)の詳細

### 【障害種別(複数回答)】

身体障がい	1人 (16.6%)
知的障がい	4人 (66.7%)
精神障がい	3人 (50.0%)
発達障がい	2人 (33.3%)
難病	0人

### 【年齢別】

～19歳	2人 (33.3%)	50～59歳	1人 (16.7%)
20～29歳	0人	60～64歳	1人 (16.7%)
30～39歳	1人 (16.7%)	65歳～	1人 (16.7%)
40～49歳	0人		

### 【支援区分別】

区分1	0人	区分5	1人 (16.7%)
区分2	0人	区分6	1人 (16.7%)
区分3	1人 (16.7%)	区分なし	2人 (33.3%)
区分4	1人 (16.7%)	不明	0人

※行動障害がある方は、1人(16.7%)

# 全国的には区分6が最も多く、 行動障害ありが全体の約4割。

## 被虐待者(6人)の詳細

### 【障害種別(複数回答)】

身体障がい	1人 (16.6%)
知的障がい	4人 (66.7%)
精神障がい	3人 (50.0%)
発達障がい	2人 (33.3%)
難病	0人

### 【年齢別】

～19歳	2人 (33.3%)	50～59歳	1人 (16.7%)
20～29歳	0人	60～64歳	1人 (16.7%)
30～39歳	1人 (16.7%)	65歳～	1人 (16.7%)
40～49歳	0人		

### 【支援区分別】

区分1	0人	区分5	1人 (16.7%)
区分2	0人	区分6	1人 (16.7%)
区分3	1人 (16.7%)	区分なし	2人 (33.3%)
区分4	1人 (16.7%)	不明	0人

※行動障害がある方は、1人(16.7%)

勤務時間外または施設等の敷地外であっても、

当該施設等の利用者に対して行った虐待行為も法が適用される。

### サービス種別

施設入所支援	3件 (50.0%)
共同生活援助	1件 (16.6%)
放課後等デイサービス	2件 (33.3%)

### 虐待者の職種

サービス管理責任者	1人 (16.6%)
児童発達支援 管理責任者	2人 (33.3%)
生活支援員	2人 (33.3%)
世話人	1人 (16.6%)

勤務時間外または施設等の敷地外であっても、

当該施設等の利用者に対して行った虐待行為も法が適用される。

### サービス種別

施設入所支援	3件 (50.0%)
共同生活援助	1件 (16.6%)
放課後等デイサービス	2件 (33.3%)

### 虐待者の職種

サービス管理責任者	1人 (16.6%)
児童発達支援 管理責任者	2人 (33.3%)
生活支援員	2人 (33.3%)
世話人	1人 (16.6%)

勤務時間外または施設等の敷地外であっても、

当該施設等の利用者に対して行った虐待行為も法が適用される。

### サービス種別

施設入所支援	3件 (50.0%)
共同生活援助	1件 (16.6%)
放課後等デイサービス	2件 (33.3%)

### 虐待者の職種

サービス管理責任者	1人 (16.6%)
児童発達支援 管理責任者	2人 (33.3%)
生活支援員	2人 (33.3%)
世話人	1人 (16.6%)

勤務時間外または施設等の敷地外であっても、

当該施設等の利用者に対して行った虐待行為も法が適用される。

### サービス種別

施設入所支援	3件 (50.0%)
共同生活援助	1件 (16.6%)
放課後等デイサービス	2件 (33.3%)

### 虐待者の職種

サービス管理責任者	1人 (16.6%)
児童発達支援 管理責任者	2人 (33.3%)
生活支援員	2人 (33.3%)
世話人	1人 (16.6%)

勤務時間外または施設等の敷地外であっても、

当該施設等の利用者に対して行った虐待行為も法が適用される。

### サービス種別

施設入所支援	3件 (50.0%)
共同生活援助	1件 (16.6%)
放課後等デイサービス	2件 (33.3%)

### 虐待者の職種

サービス管理責任者	1人 (16.6%)
児童発達支援 管理責任者	2人 (33.3%)
生活支援員	2人 (33.3%)
世話人	1人 (16.6%)

勤務時間外または施設等の敷地外であっても、

当該施設等の利用者に対して行った虐待行為も法が適用される。

### サービス種別

施設入所支援	3件 (50.0%)
共同生活援助	1件 (16.6%)
放課後等デイサービス	2件 (33.3%)

### 虐待者の職種

サービス管理責任者	1人 (16.6%)
児童発達支援 管理責任者	2人 (33.3%)
生活支援員	2人 (33.3%)
世話人	1人 (16.6%)

# 虐待の発生要因は、職員個人の問題だけではありません。

## 虐待の発生要因(複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	4件 (66.7%)
職員のストレスや感情コントロールの問題	2件 (33.3%)
倫理観や理念の欠如	3件 (50.0%)
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	0件
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	1件 (16.7%)

# 虐待の発生要因は、職員個人の問題だけではありません。

## 虐待の発生要因(複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	4件 (66.7%)
職員のストレスや感情コントロールの問題	2件 (33.3%)
倫理観や理念の欠如	3件 (50.0%)
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	0件
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	1件 (16.7%)

# 虐待の発生要因は、職員個人の問題だけではありません。

## 虐待の発生要因(複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	
職員のストレスや感情コントロールの問題	
倫理観や理念の欠如	
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	0件
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	1件 (16.7%)

**教育の機会が十分に取れていない**  
**業務マニュアルの未整備**  
**利用者への直接支援以外の業務が多い**  
**など**  
**労働環境の影響も!**

# 日頃の虐待防止の取組により、早期発見、再発防止につながる。

## 施設・事業所の虐待防止に関する取組(複数回答)

管理者の虐待防止に関する研修受講	6件 (100.0%)
職員に対する虐待防止に関する研修の実施	6件 (100.0%)
虐待防止委員会の開催、従業者への検討結果の周知	6件 (100.0%)
通報義務の履行	5件 (83.3%)

※虐待と判断された後に取り組んだことではなく、事実確認調査を行った時点で、すでに行われていた虐待防止に関する取組

# 日頃の虐待防止の取組により、早期発見、再発防止につながる。

## 施設・事業所の虐待防止に関する取組(複数回答)

管理者の虐待防止に関する研修受講	6件 (100.0%)
職員に対する虐待防止に関する研修の実施	6件 (100.0%)
虐待防止委員会の開催、従業者への検討結果の周知	6件 (100.0%)
通報義務の履行	5件 (83.3%)

※虐待と判断された後に取り組んだことではなく、事実確認調査を行った時点で、すでに行われていた虐待防止に関する取組

# 日頃の虐待防止の取組により、早期発見、再発防止につながる。

## 施設・事業所の虐待防止に関する取組(複数回答)

管理者の虐待防止に関する研修受講	6件 (100.0%)
職員に対する虐待防止に関する研修の実施	6件 (100.0%)
虐待防止委員会の開催、従業者への検討結果の周知	6件 (100.0%)
通報義務の履行	5件 (83.3%)

※虐待と判断された後に取り組んだことではなく、事実確認調査を行った時点で、すでに行われていた虐待防止に関する取組

## 4. 障害者虐待の未然防止と 再発防止のための体制整備

**障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。**

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条  
「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置」

虐待は、  
利用者の状態、現場の環境、職員の状態など、  
さまざまな要因が重なったときに発生します。

想像してみてください。

**Q 帰りの送迎前の事業所内にて**

**Q 帰りの送迎前の事業所内にて**

**日頃から動作がゆっくりな利用者Aがトイレからなかなか出てきません。  
そうしている間にも、他の利用者が送迎車内で待っています。**

職員Bが  
“早くして!みんな待っているよ”  
と、声かけしています。



職員Bが  
“早くして!みんな待っているよ”  
と、声かけしています。

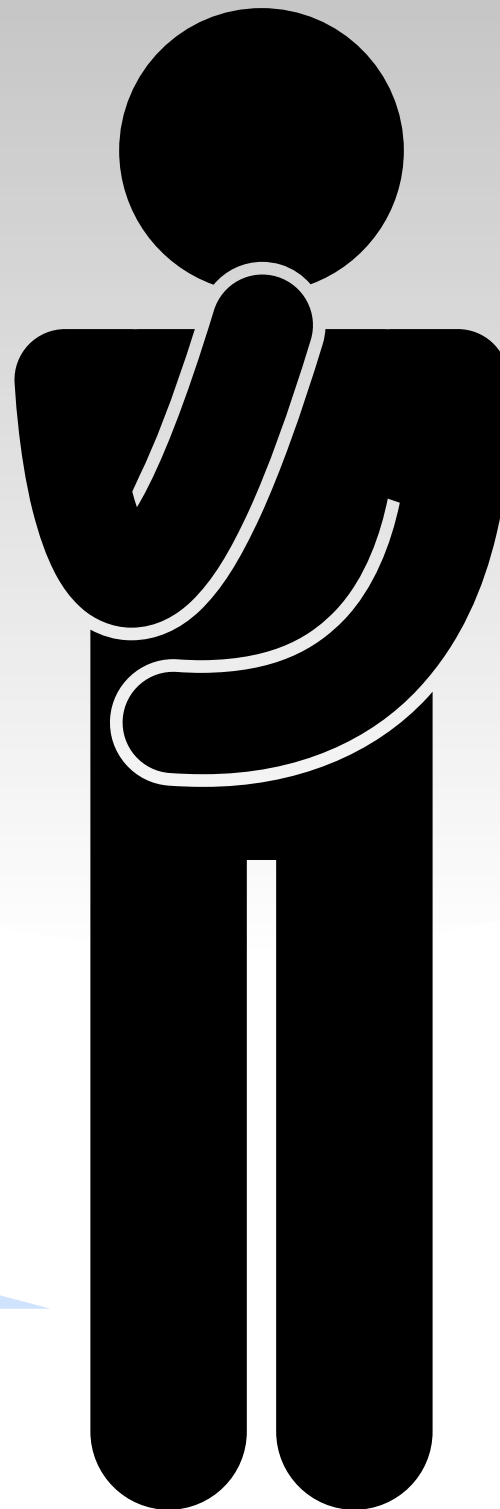
この声かけは、適切でしょうか?  
どんな状況だと虐待になるでしょうか?



職員の声が大きかったら？

職員が怒鳴っていたら？

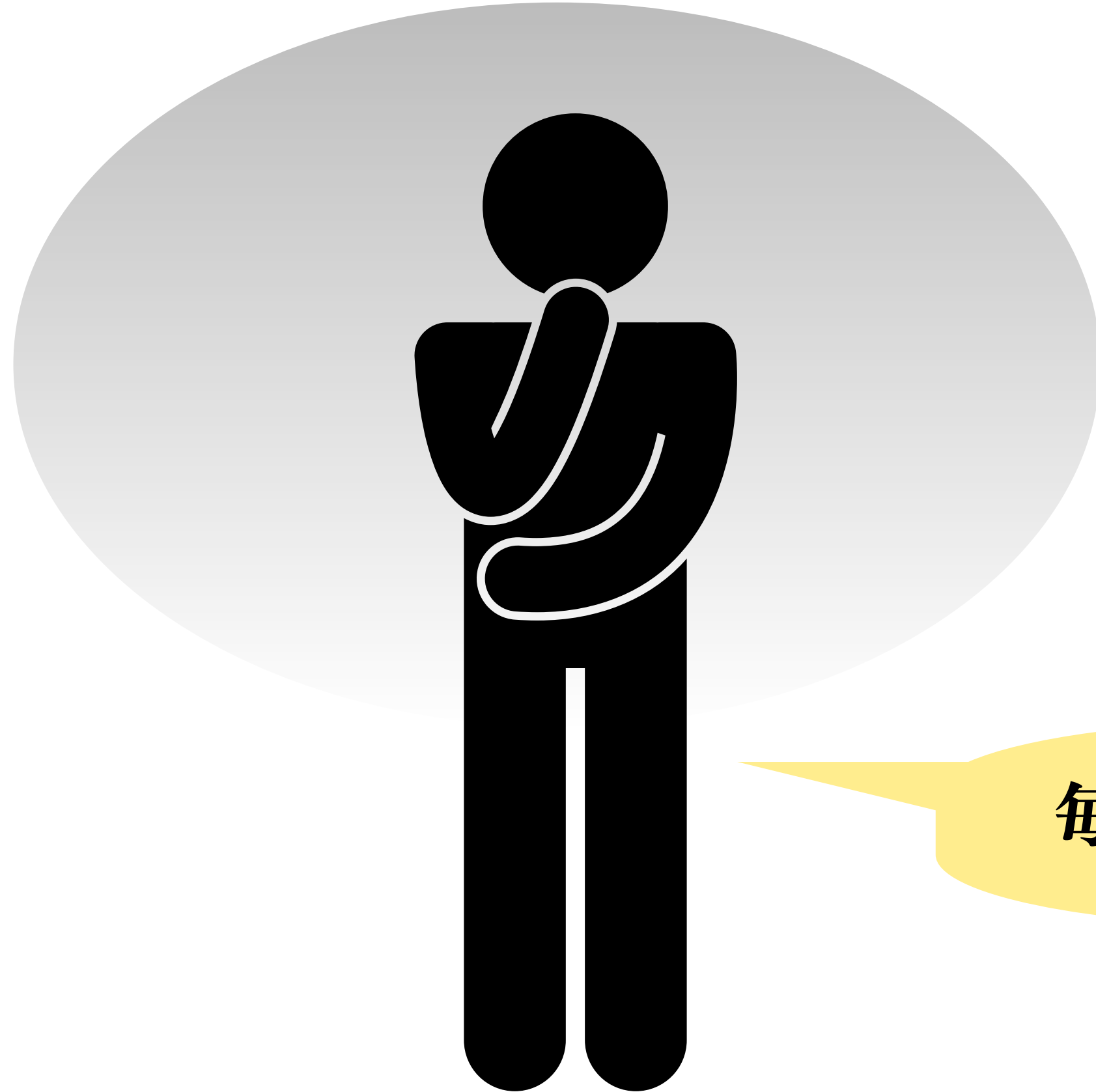
声をかけると同時に、職員が  
トイレのドアをバンバン叩いたら？





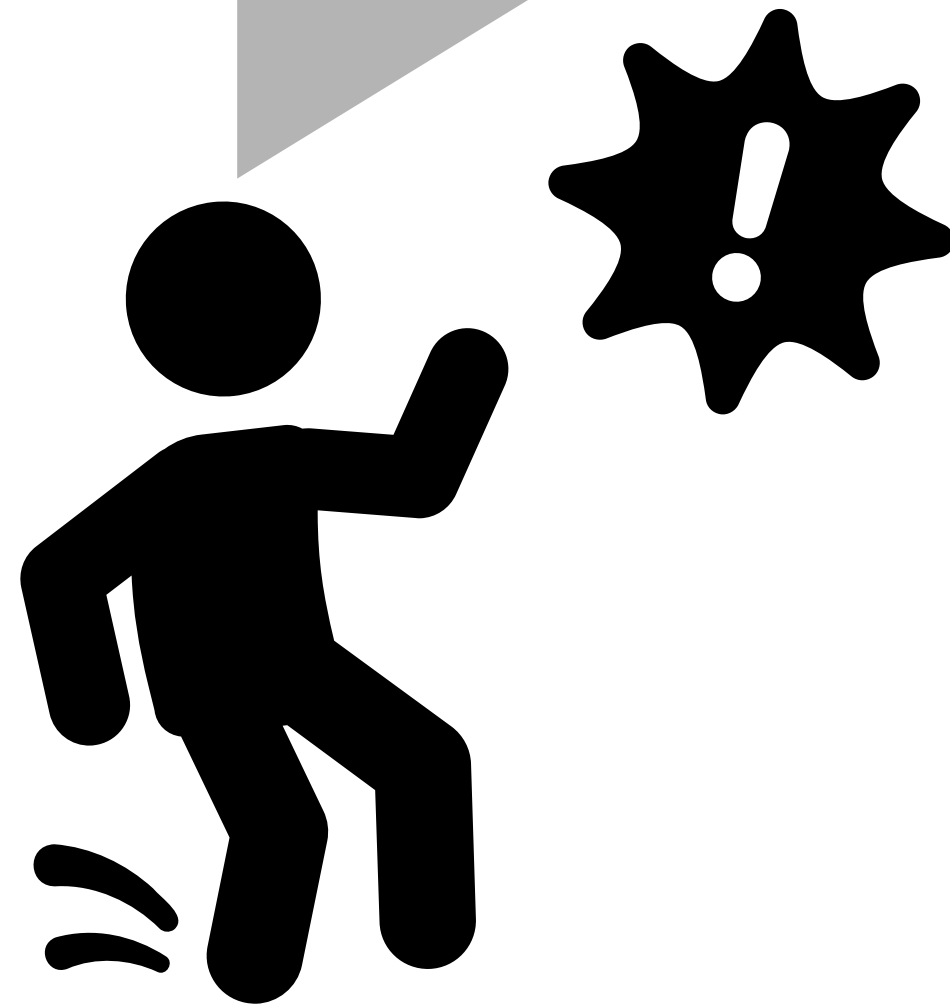
トイレの故障によるものだったら？

利用者の  
体調不良によるものなら？



毎日のことなら？

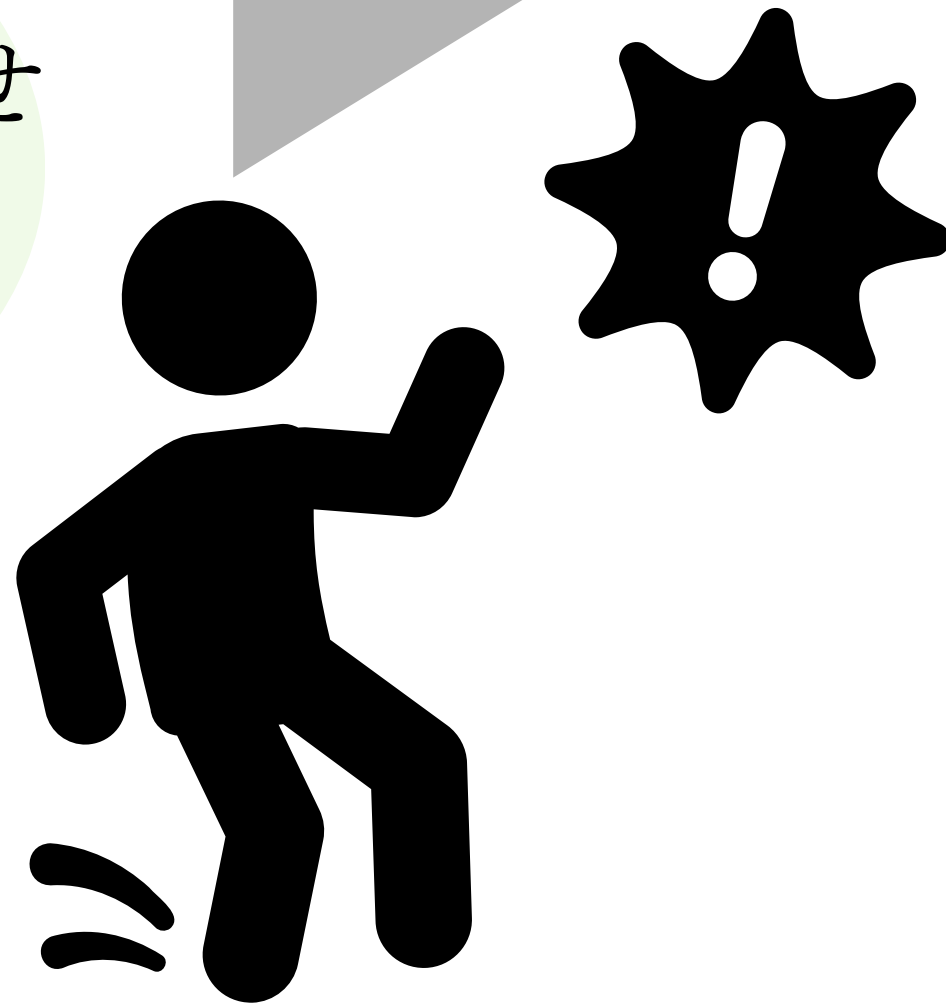
“早くして！  
みんな待っているよ”



< 職員側 >

- スケジュール通りにこなせるかという焦りや不安
- 勤務歴1週間 など

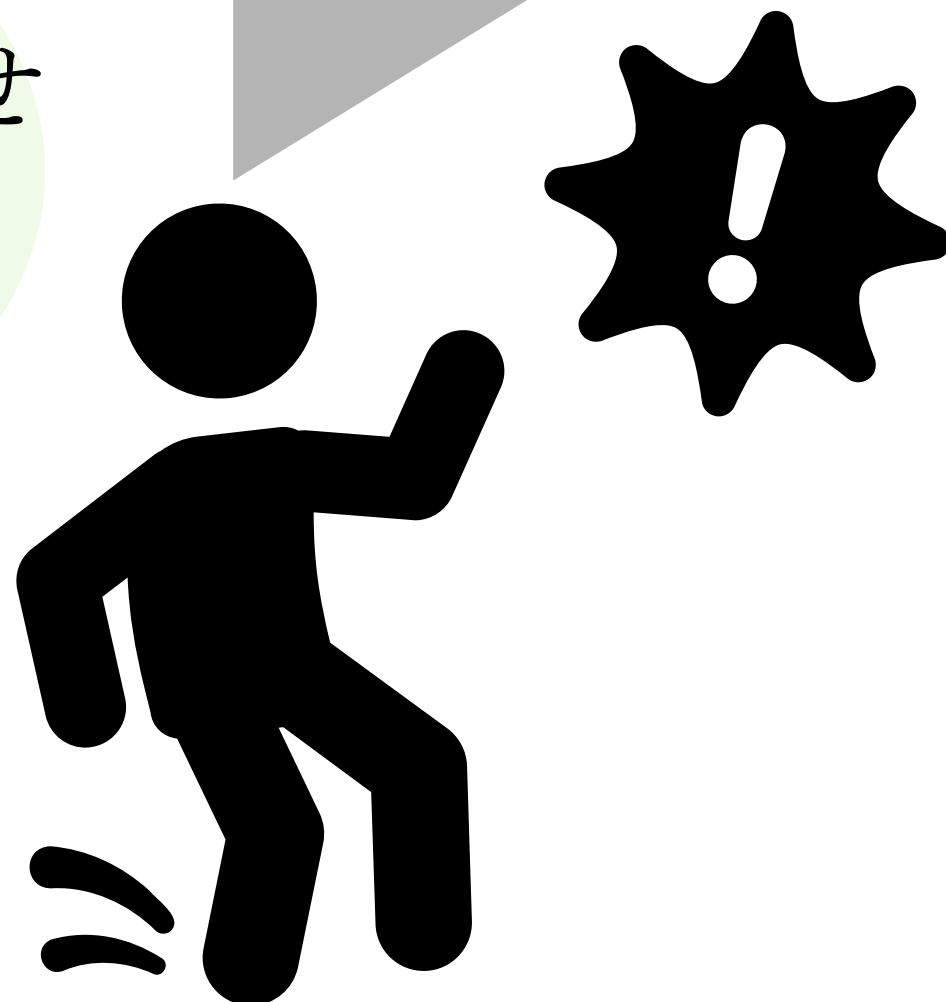
“早くして！  
みんな待っているよ”



< 職員側 >

- スケジュール通りにこなせるかという焦りや不安
- 勤務歴1週間 など

“早くして！  
みんな待っているよ”



< 利用者側 >

- 動作がゆっくり
- 体調不良 など

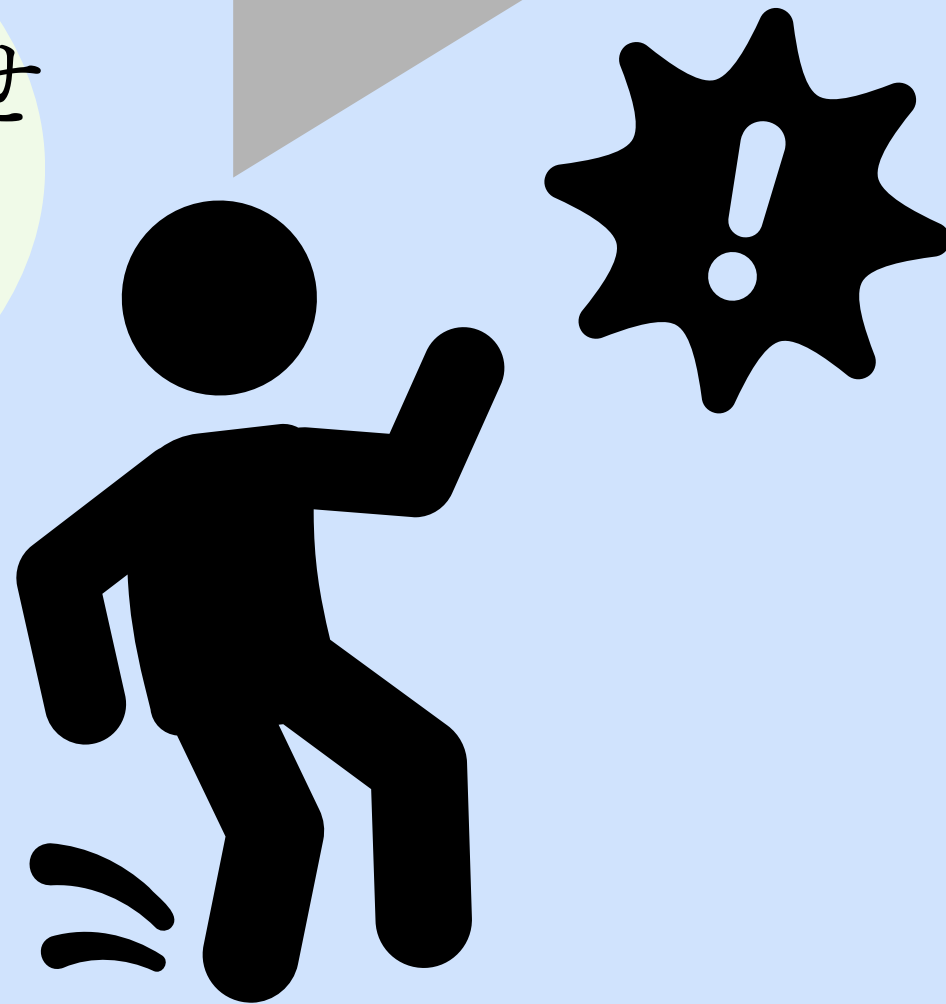
### <利用者側>

- 動作がゆっくり
- 体調不良 など

### <職員側>

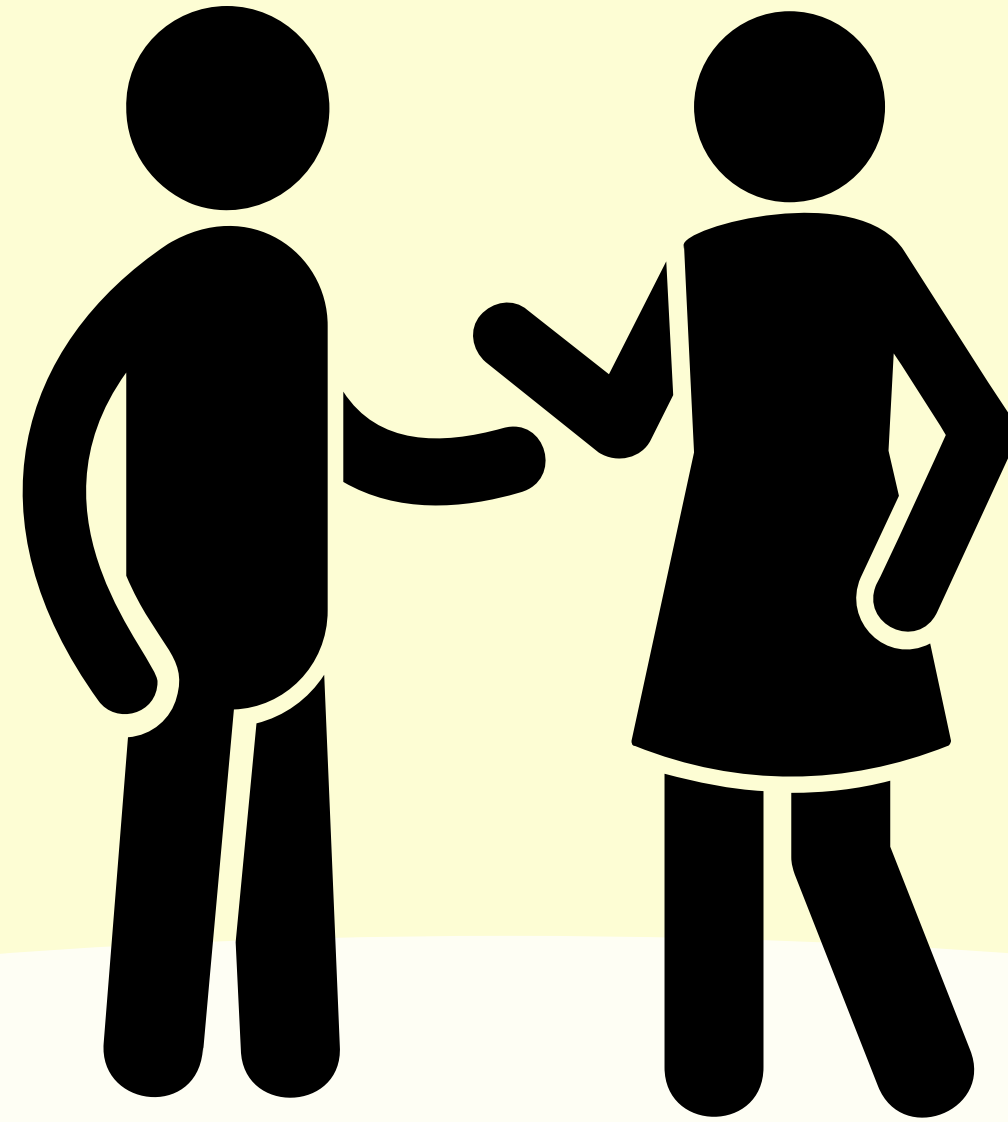
- スケジュール通りにこなせるかという焦りや不安
- 勤務歴1週間 など

“早くして！  
みんな待っているよ”



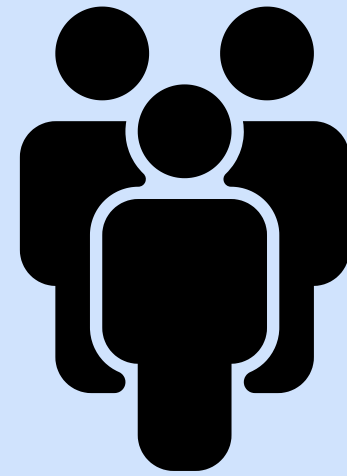
### <環境>

- 送迎時間が迫っている
- 他の利用者が待っている
- トイレの故障
- 事業所内にいる職員がBしかいない
- 情報共有の不足 など

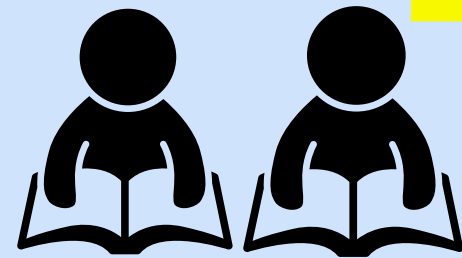
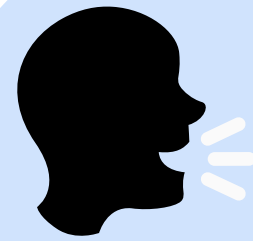


職員一人一人の気づきを共有し、  
多様な視点から対策につなげられる環境が望まれます。

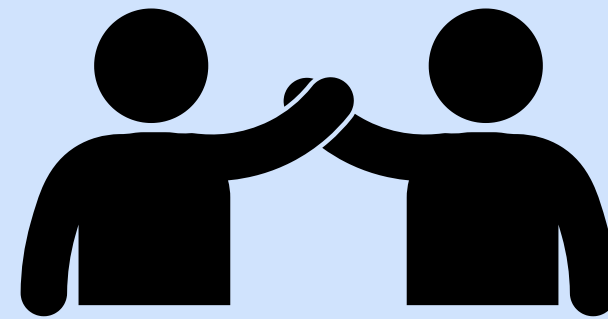
## 虐待防止委員会の設置



年1回以上



年1回以上



虐待防止研修の実施

虐待防止担当者の選任

#### 4.障害者虐待の未然防止と再発防止のための体制整備

### 苦情解決窓口を 機能させる (法第15条にも 明記)

- 苦情に適切に対応するため、苦情対応マニュアルを作成し、周知しましょう。
- 苦情があった場合は、苦情等の日時、内容、経過等のポイント、管理者等への報告、対応状況や解決に向けた方針等、処理のプロセスがわかるよう記録を残しましょう。  
※参考:「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成29年3月7日改正 厚生労働省通知)

### 身体拘束等の 適正化に向けた 取り組みとの連動 (未整備の場合は 減算)

- 利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合(切迫性、非代替性、一時性の要件をすべて満たしている場合)を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限してはいけません。
- やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しましょう(利用者や家族からの同意、個別支援計画への盛り込みを含む)。
- 要件をすべて満たしても、手続きを踏んでいても、随時見直しが必要です。そのためにも、①指針の策定、②身体拘束適正化委員会の設置(年1回以上の開催)、③年1回以上の研修を必ず行いましょう。  
※参考:「障害者虐待防止及び身体拘束等適正化に向けた体制整備等の取組事例集」(令和4年3月、PwCコンサルティング合同会社)

#### 4.障害者虐待の未然防止と再発防止のための体制整備

##### 苦情解決窓口を 機能させる (法第15条にも 明記)

- 苦情に適切に対応するため、苦情対応マニュアルを作成し、周知しましょう。
- 苦情があった場合は、苦情等の日時、内容、経過等のポイント、管理者等への報告、対応状況や解決に向けた方針等、処理のプロセスがわかるよう記録を残しましょう。  
※参考:「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成29年3月7日改正 厚生労働省通知)

##### 身体拘束等の 適正化に向けた 取り組みとの連動 (未整備の場合は 減算)

- 利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合(切迫性、非代替性、一時性の要件をすべて満たしている場合)を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限してはいけません。
- やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しましょう(利用者や家族からの同意、個別支援計画への盛り込みを含む)。
- 要件をすべて満たしても、手続きを踏んでいても、随時見直しが必要です。そのためにも、①指針の策定、②身体拘束適正化委員会の設置(年1回以上の開催)、③年1回以上の研修を必ず行いましょう。  
※参考:「障害者虐待防止及び身体拘束等適正化に向けた体制整備等の取組事例集」(令和4年3月、PwCコンサルティング合同会社)

## 4. 障害者虐待の未然防止と再発防止のための体制整備

### 虐待防止指針の 整備と活用

- 苦情とは異なり、虐待が疑われた場合は市町村への通報義務があります。
  - 虐待防止のためのツールとして、マニュアルやチェックリスト等の整備に取り組むことが重要です。
  - 虐待防止委員会の運営ルールを設け、開催頻度や構成員、検討内容等を整理し、委員会が機能する仕組みを作りましょう。
- ※参考:「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(施設・事業所従事者向けマニュアル)」(厚生労働省)

### 事故報告の徹底と ヒヤリハットの 共有と活用

- 事故の発生や病状急変に備え、日頃から医療機関との連絡体制を確保しましょう。
- 事故があった場合は、発生日時、内容、経過、管理者等への報告、対応状況や再発防止策等、処理のプロセスがわかるよう記録を残しましょう。
- ヒヤリハット事例を共有し、再発防止策を検討するなど、事故の未然防止に取り組みましょう。

## 4. 障害者虐待の未然防止と再発防止のための体制整備

### 虐待防止指針の整備と活用

- 苦情とは異なり、虐待が疑われた場合は市町村への通報義務があります。
  - 虐待防止のためのツールとして、マニュアルやチェックリスト等の整備に取り組むことが重要です。
  - 虐待防止委員会の運営ルールを設け、開催頻度や構成員、検討内容等を整理し、委員会が機能する仕組みを作りましょう。
- ※参考:「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(施設・事業所従事者向けマニュアル)」(厚生労働省)

### 事故報告の徹底とヒヤリハットの共有と活用

- 事故の発生や病状急変に備え、日頃から医療機関との連絡体制を確保しましょう。
- 事故があった場合は、発生日時、内容、経過、管理者等への報告、対応状況や再発防止策等、処理のプロセスがわかるよう記録を残しましょう。
- ヒヤリハット事例を共有し、再発防止策を検討するなど、事故の未然防止に取り組みましょう。

## 4. 障害者虐待の未然防止と再発防止のための体制整備

### 地域連携推進会議の活用 (令和6年度より義務)

＜障害者支援施設、共同生活援助事業者＞

○地域の関係者や自治体職員を含む外部の目を定期的に取り入れる地域連携推進会議を開催し、支援の質の確保・向上や施設従事者虐待の未然防止、再発防止への取組みに活かしましょう。

※参考:「地域連携推進会議の手引き」(厚生労働省)

### 児童対象 性暴力防止に向けた 取り組み (日本版DBS、令和8年 12月25日施行)

＜障害児通所支援事業者＞

○学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)の「学校設置者等」に含まれます。

○児童対象性暴力等につながり得る「不適切な行為」について学び、職員間で共通認識し、「不適切な行為」が行われない環境の実現に努めましょう。

※参考:「こども性暴力防止法施行ガイドライン」(こども家庭庁)

## 4. 障害者虐待の未然防止と再発防止のための体制整備

### 地域連携推進会議の活用 (令和6年度より義務)

< 障害者支援施設、共同生活援助事業者 >

○地域の関係者や自治体職員を含む外部の目を定期的に取り入れる地域連携推進会議を開催し、支援の質の確保・向上や施設従事者虐待の未然防止、再発防止への取組みに活かしましょう。

※参考:「地域連携推進会議の手引き」(厚生労働省)

### 児童対象 性暴力防止に向けた 取り組み (日本版DBS、令和8年 12月25日施行)

< 障害児通所支援事業者 >

○学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)の「学校設置者等」に含まれます。

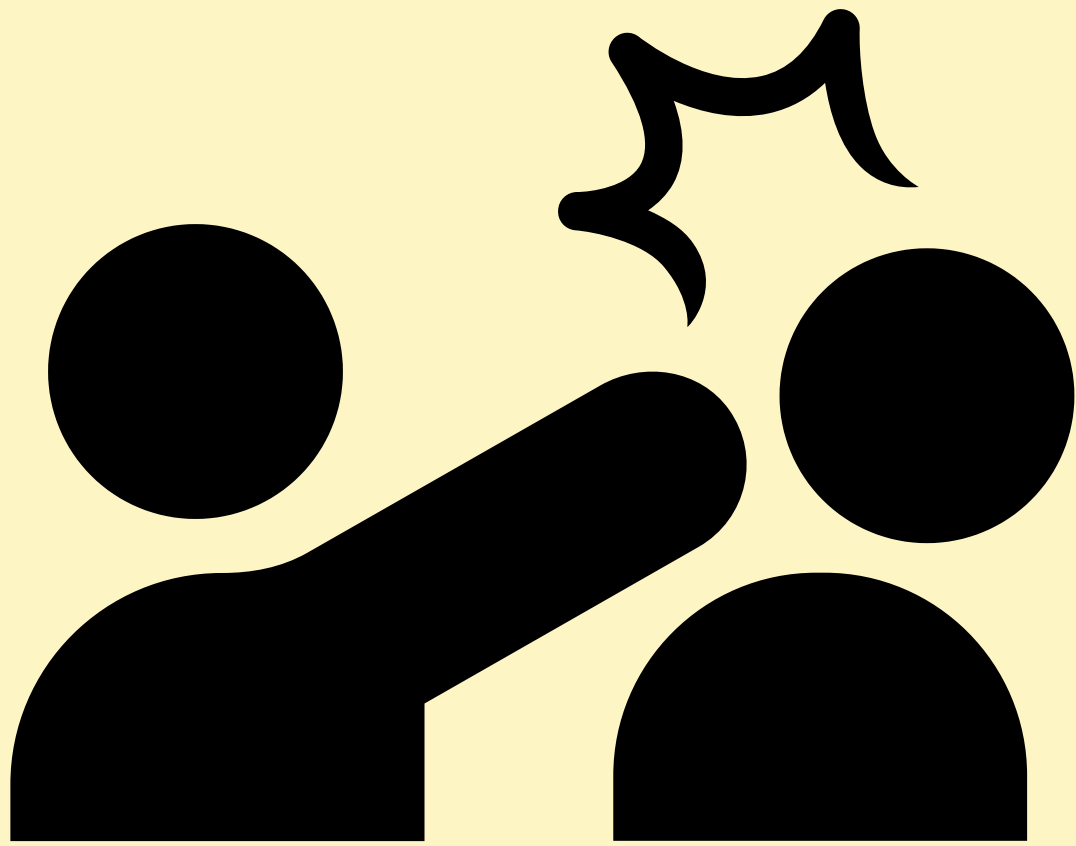
○児童対象性暴力等につながり得る「不適切な行為」について学び、職員間で共通認識し、「不適切な行為」が行われない環境の実現に努めましょう。

※参考:「こども性暴力防止法施行ガイドライン」(こども家庭庁)

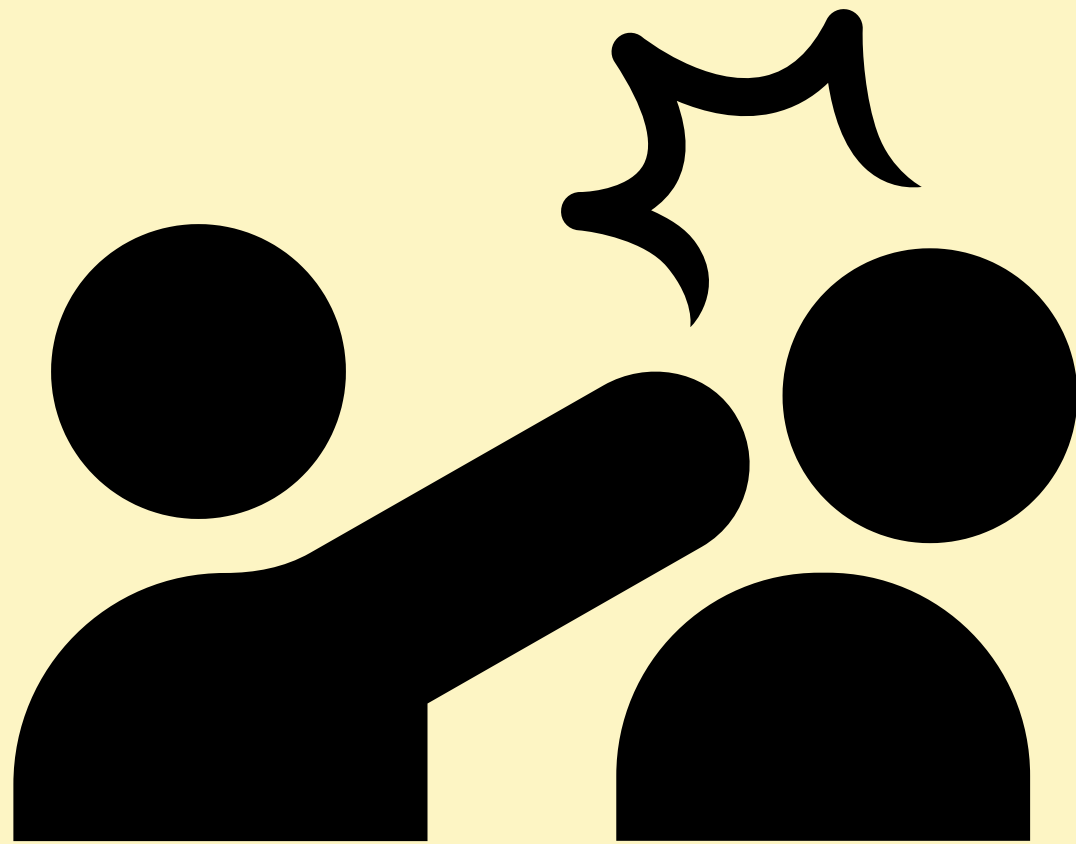
# 5. 事例紹介



# 身体的虐待の事例



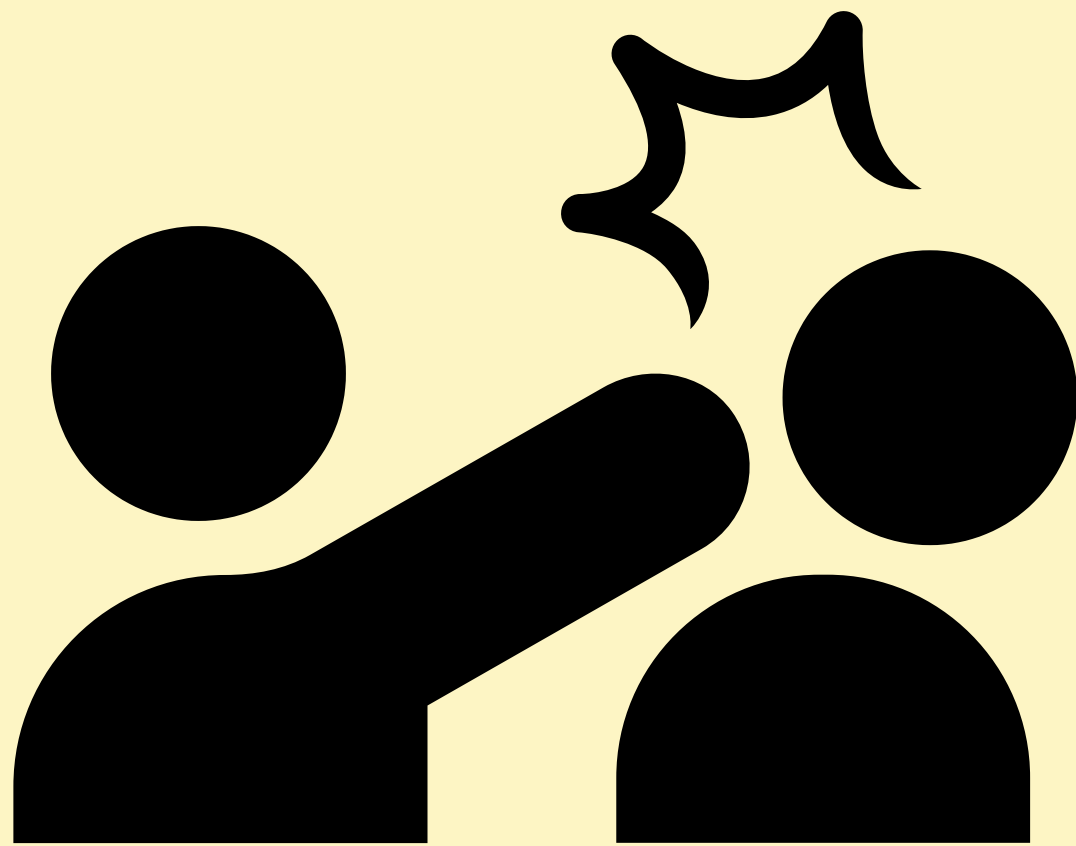
## 身体的虐待の事例



### <ケース1>

移動介助中に利用者が突然パニック状態になり、思いきり手を振り回したため、咄嗟に利用者の顔を平手打ちした。

## 身体的虐待の事例



### <ケース1>

移動介助中に利用者が突然パニック状態になり、思いきり手を振り回したため、咄嗟に利用者の顔を平手打ちした。

### <ケース2>

所内ルールを守るよう利用者に注意したところ、利用者が感情的になり、暴言を吐いたため、利用者の髪を引っ張った。



# 過度な防衛が、 身体的虐待と判断される場合があります。

適切な支援を心がけていても、周囲の状況により不適切な対応や虐待行為を誘発されることがあります。他人事ではなく、虐待は誰にでも起こり得るものとして考えることが大切です。



# 経済的虐待の事例



## 経済的虐待の事例



### <ケース1>

利用者の通帳管理をする中で、利用者への説明なしに、無断で口座から金銭を引き出した。  
(銀行窓口にて、施設職員を証し、現金を引き出したケース)

## 経済的虐待の事例



### <ケース1>

利用者の通帳管理をする中で、利用者への説明なしに、無断で口座から金銭を引き出した。  
(銀行窓口にて、施設職員を証し、現金を引き出したケース)

### <ケース2>

利用者の預貯金を借りて、職員個人の借金返済や交遊費に使った。

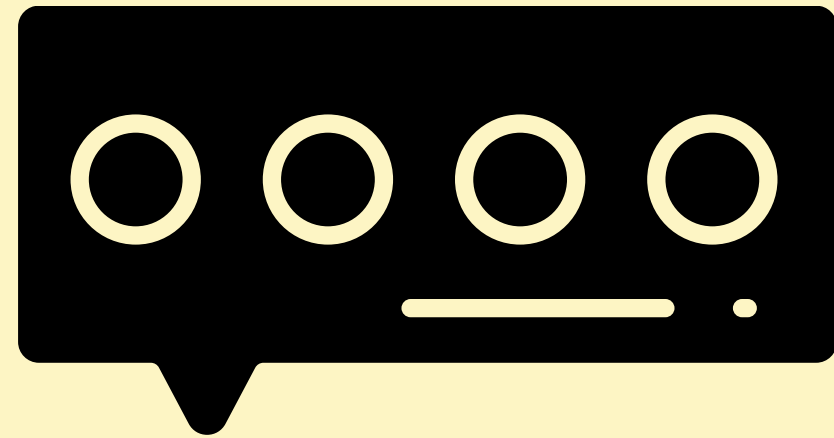


**本人の同意なしに行われることは  
すべて経済的虐待と判断しています。**

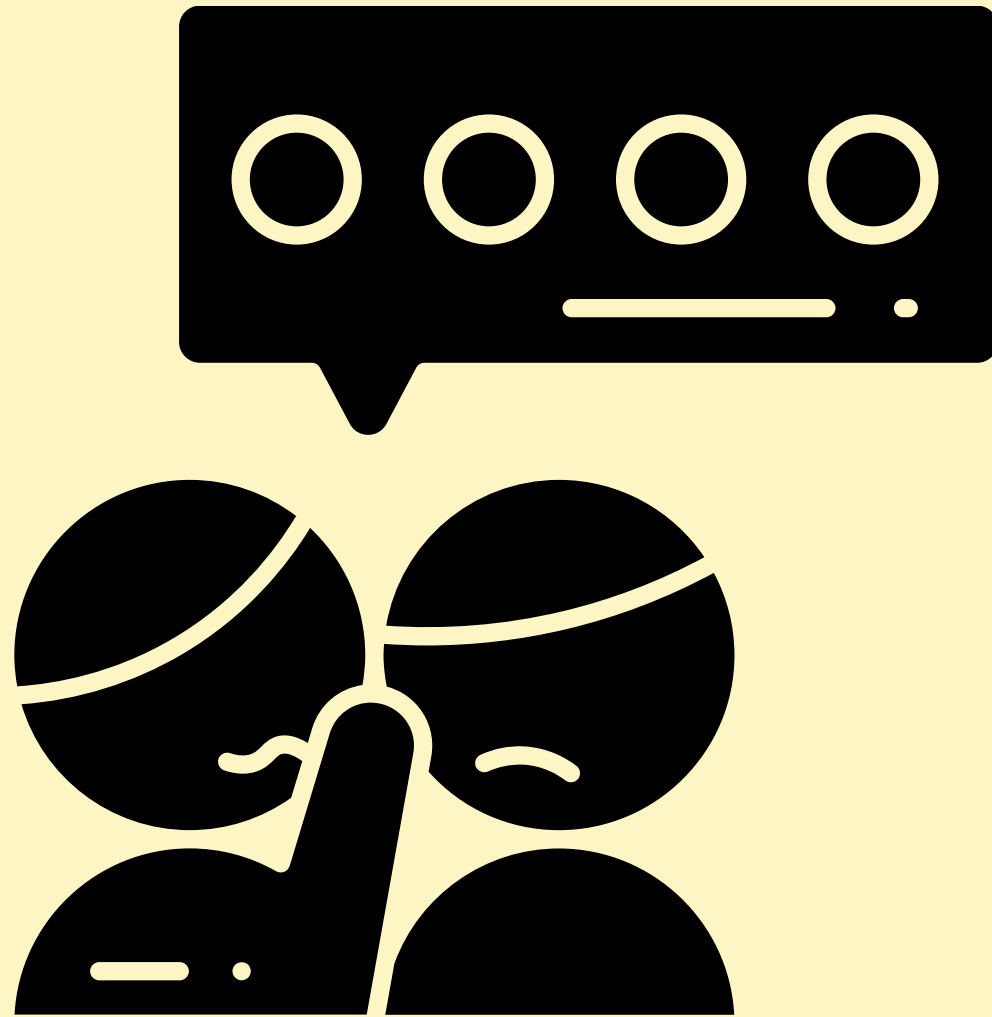
借りただけ、後で返せば良いという話ではありません。一度の気の緩みは、エスカレートします。利用者の金銭管理能力が乏しい場合は、成年後見制度の活用を検討しましょう。



# 性的虐待の事例



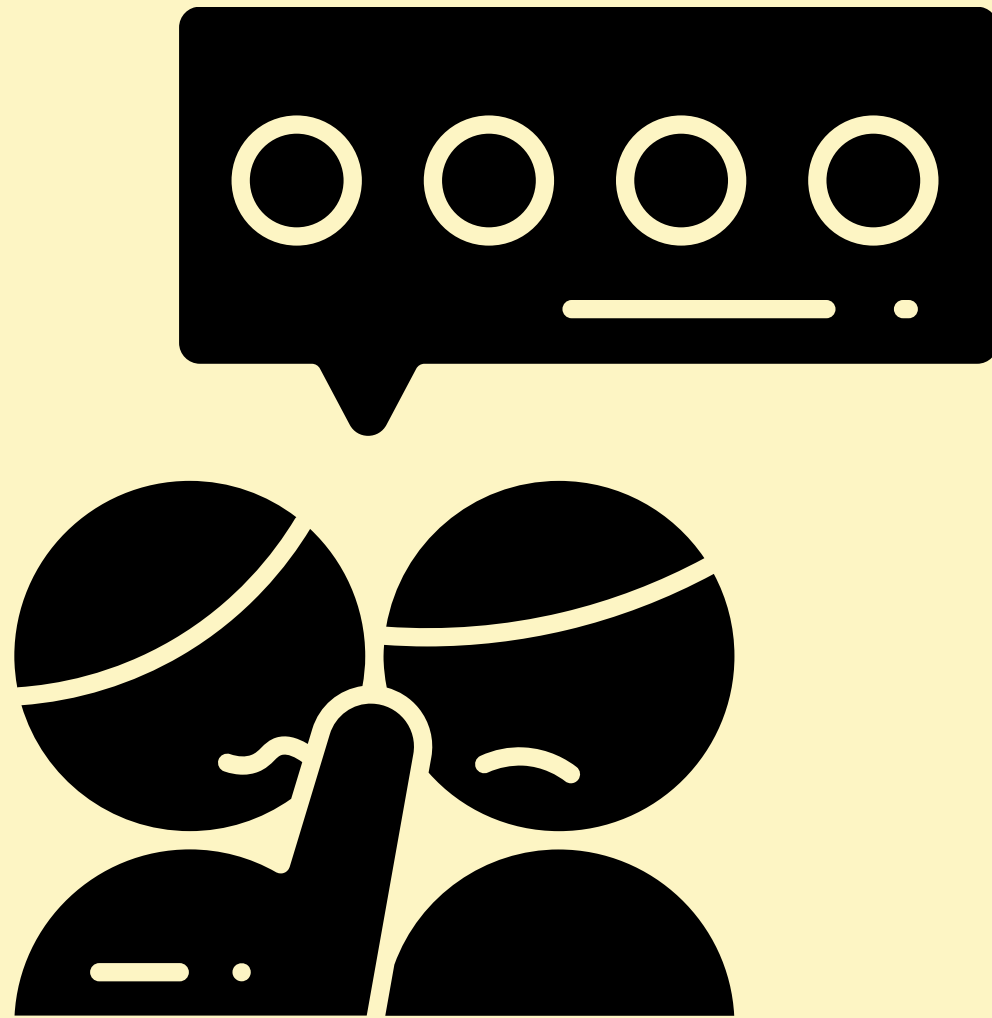
## 性的虐待の事例



### <ケース1>

挨拶の際に利用者を抱きしめたところ、特に嫌がる様子になかったので、以降も挨拶のタイミングで抱きしめた。

## 性的虐待の事例



### <ケース1>

挨拶の際に利用者を抱きしめたところ、特に嫌がる様子になかったので、以降も挨拶のタイミングで抱きしめた。

### <ケース2>

利用者が性について悩んでいたため、利用者と2人きりになった場面で、職員の体験談から解決策をアドバイスした。



**利用者が“嫌がらなかった”は理由にはなりません。  
業務上必要のない行為や言動は、  
性的虐待と判断される場合があります。**


コミュニケーションのつもりが、相手に不快な思いをさせている場合があります。  
利用者と支援者の立場の違いや求められる役割を理解し、利用者と適切な距離感を保ちましょう。

———障害者虐待の相談・通報・届出先———

“**疑い**”で構いません。

那覇市障がい者虐待防止センター（障がい福祉課相談グループ）

那覇市役所3階36番窓口

 098-862-3275（平日8:30～17:15）・098-867-0111（時間外）

日々、利用者一人ひとりに向き合い、  
支援を続けてくださっているみなさまへ、心より感謝申し上げます。

ご視聴ありがとうございました。